



重要事項のご説明

金融商品販売法に基づく重要事項の説明

この説明書は、農機具共済への加入にあたっての重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」)について、ご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込み下さるようお願いいたします。

なお、加入申込書への押印は、この書面の受領と説明確認を兼ねています。

また、この説明書はご契約のすべての内容を記載しているものではありません。

詳細については「共済約款」に記載しておりますので、必ずご確認くださいませようお願いします。

契約概要

農機具共済の内容に関する事項

注意喚起情報

加入者に注意いただく事項及び不利益に関する事項

1. 加入の申込みと契約の成立

契約概要

- ①農機具損害共済の契約は、加入される方が農機具損害共済加入申込書に必要事項を記入・押印して農業共済組合(以下「組合」という。)に申込み、組合が承諾したときに成立します。
- ②加入申込みできる方は組合区域に住所を有し、農機具を所有又は管理し、農業に従事する方です。
- ③中古で購入された農機具は、「付保割合条件付実損てん補特約」を付帯しての加入となります。

2. 共済責任期間

契約概要

- ①共済責任期間は1年です。なお、ご都合により始期を同じにするために限り、1月単位に1年未満の共済責任期間でご契約することができます。
- ②ご契約者の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。
- ③加入申込書に記載された責任開始日を過ぎて共済掛金等をお支払いいただいた場合は、お支払い日から1年となります。なお、共済掛金等のお支払い前の事故については、共済金のお支払いはできません。

3. 告知義務・通知義務等

注意喚起情報

- ①契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項として組合が告知を求めたもの(告知事項)について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。
- ②加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目が、事実と違っている場合、又は事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。
- ③ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目に変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なく組合にご通知ください。

- ・ 農機具を譲渡する場合
- ・ 農機具を解体又は廃棄する場合
- ・ 農機具が共済事故以外の原因により破損した場合
- ・ 農機具の用途を変更し、又は著しく改造した場合
- ・ 農機具の格納場所又は設置場所を変更した場合
- ・ 共済事故に係る危険が著しく増加した場合
- ・ 告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

- ④ご通知がない場合には、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

4. 共済金の算定

契約概要

注意喚起情報

- ①災害共済金のお支払い額(注1)は、共済金額を限度として、損害の額(注2)に共済金額の新調達価額(共済目的(補償対象)と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額)に対する割合を乗じて得た額となります。
(注1)農機具共済は、新調達価額までを補てんする仕組みですが、損害が生じてから一年以内に復旧しなかった場合、時価損害額によって算定した共済金のお支払いとなります。ただし、災害救助法が適用された区域において、同法の適用となる災害により損害が生じた農機具については、4年以内に復旧した場合、新調達価額まで補てんします。
(注2)損害の額は、新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額となります。
- ②損害額の算定は、損害部品の価格については標準小売単価により、修理時間及び工賃は標準作業時間及び標準作業工賃に基づき、それぞれ算出します。
- ③事故内容及び損害部品によっては、損害額から免責額が差引かれて支払われます。差引かれる免責額は損害額×免責割合で算出されます。免責にはこのほか、整備不良や運転者の操作不適切により発生した損害も、その程度に応じて免責されます。具体的な免責割合については、組合にお問い合わせください。
- ④加入契約いただいた農機具に、複数の「保険(共済)」(以下「共済等」という。)と契約がされている場合、それぞれの契約について他の契約がないものとして算出される共済金・保険金等の合計額が損害の額を超えるときは、災害共済金のお支払いは共済約款に定める方法により、次ぎのようになります。
(ア)他の共済等から共済金・保険金等が支払われていない場合は、上記①、②及び③で算出した災害共済金の額

(イ)他の共済等から共済金・保険金等が支払われている場合は、損害の額から他の共済等から支払われた共済金・保険金等の合計額を差し引いた額。ただし、他の共済等がないものとして算出した災害共済金の額を限度とします。

- ⑤加入契約いただいた農機具に、複数の共済等と契約がされている場合で、この共済の災害共済金との調整の定めがない他の共済等と重複する場合などについても、それぞれの契約から支払われる共済金・保険金等の合計額が損害の額となるように調整されます。

5. 共済金をお支払いしない場合

契約概要

注意喚起情報

- ①損害額が新品価額の100分の5に相当する金額、又は1万円のいずれか低い額に満たない損害(標準小売単価、標準作業時間、標準作業工賃(技術料単価)により算出された損害額)
- ②共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害
- ③加入者(加入者でない方で共済金を受取る方も含めます。)又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ④加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- ⑤運転者の故意又は重大な過失によって発生した損害
- ⑥農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害
- ⑦共済目的(補償対象)に存在する欠陥、摩滅、腐食、さび、その他自然消耗による損害
- ⑧通常の使用又は管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、その他の外観上の損傷又は汚損で共済目的(補償対象)が有する機能の喪失又は低下を伴わない損害
- ⑨故障(偶然な外来の事故に直接起因しない農機具の電氣的又は機械的損害をいいます)で発生した損害
- ⑩凍結(ラジエーターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等)によって発生した損害
- ⑪消耗部品にのみ発生した損害
- ⑫地震等によって生じた損害。(地震等によって生じた火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含みます)
- ⑬爆発性等の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害
- ⑭「事故が起こった場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり、損害調査を妨害した場合
- ⑮「損害防止義務」の指示に従わなかった場合
- ⑯「通知義務」「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合
- ⑰共済金の請求を3年間怠った場合

6. 損害防止義務

注意喚起情報

- ①共済契約者は共済目的(補償対象)について通常の管理や操作を怠ってはならず、事故が発生したとき、又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。
- ②損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

7. 重大事由による解除

注意喚起情報

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- ①共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと
- ②共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと

8. 超過共済による共済金額の減額

注意喚起情報

- ①ご契約の際に設定された共済金額が共済目的(補償対象)の価額を超えていたことについて、契約者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、契約者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。
- ②ご契約後に共済目的(補償対象)の価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。

9. 掛金等の返還・追加

注意喚起情報

- ①通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により掛金等を返還又は追加請求をいたします。「加入者の事由による解除」の場合の返還額は、共済掛金から共済掛金に既経過月数(月数に30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。)に応じた係数(下表)を乗じた額を差し引いた残額となります。

既経過月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
係数(%)	20	30	40	50	60	70	75	80	85	90	95

- ②解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

10. 事故が起こった場合の手続き

- ①事故が発生した場合、遅滞なく組合にご連絡ください。
- ②契約者は共済金請求書などの書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。

11. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

- ①ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報については、組合が引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用(以下「利用目的」という。)します。
- ②法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の共済・保険との支払分担を行う場合には、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。